政治基準[1]

第１章

G-1.0000 **前提原則**

G-1.0100 **1. 教会の頭（かしら）**

キリストは教会の頭

a. 天と地におけるすべての力は全能の神からイエス・キリストに与えられた。この神はキリストを死から蘇らせ、この時代のみならず、これからくる時代においても、キリストを、あらゆる支配と権威の上に、あらゆる力と権力の上に、名を持っているあらゆるものの上に置かれた。[a] 神はすべてのものをイエス・キリストの主権の下に置き、キリストをキリストの体である[b]教会の頭にされた。

キリストは教会を生み出す

b. キリストは教会を生み出し、教会が世界に伝道をし、自らを形成し、かつ、神に仕えるための必要なあらゆるものを教会に与え給う。キリストは霊と御言葉において教会と共にいます。教会はキリストにのみ属し、キリストは、ご意志により、教会を治め、教え、召し、用いる。そして、キリストの権威を行使して、女性と男性のミニストリーにより神の国を確立し広げ給う。

キリストは教会に信仰と命を与える

c. キリストはキリストの教会に信仰と命を、一致と伝道を、役員と神定義式を与えられる。教会に対するキリストの御心が聖書に明らかにされているかぎり、それは遵奉されるべきである。神礼拝と神奉仕、さらに教会政治において、聖霊の導きの下で、事柄は理性と健全な判断で御言葉に基づき秩序づけられる。

キリストは教会の権威である

d. 「イエスは主である」と初期のキリスト者と共に確言する教会は、キリストは教会の希望であり、キリストの体としての教会は、キリストの権威に結ばれており、活力のある、喜ばしい神の恵みの現実の下で自由に活きていると告白する。

---

[1] 以下の略文字は全体を通して用いる。

G-Form of Government(政治基準)

W-Directory for Worship(礼拝指針)

D-Rules of Discipline(訓練規定)

G-1.0200

2. 教会の大目的

教会の大目的

教会の大目的は人類を救うための福音の宣教である。それは神の子たちの避難所であり、育成であり、霊的交わりである。それはまた、聖なる礼拝の維持であり、真理の保存、社会正義の増進、そして天の国をこの世に示すことである。[2]

G-1.0300

3. 教会規則の歴史的原則[3]

教会規則の歴史的原則

以後に続く政治、礼拝、訓練基準を説明するに当たり、アメリカ合衆国長老教会(Presbyterian Church (U.S.A.))は教会規則の歴史的原則は、この国家における共通遺産の一部であり、我々の長老制概念の基礎であり、教会政治の体系であることを再確認する。すなわち、

G-1.0301
判断の権利

（1） (a) 「ただ神のみが良心の主であって、神は、何事においてであれ、その御言葉に反するような、また、信仰や礼拝に関わる事柄であれば、御言葉に付加されるような、人間[4]の教説と戒めから、良心を自由にされた」。[5]

(b) それゆえ､我々は宗教を重んずるあらゆる事柄において､私的判断は普遍的で奪うことができない権利であると考える。すなわち、我々は、保護と安全が必要であろうこと以上に、人民の力に支えられた宗教上の憲法を見たいとは思わない。また同時に、他のすべてと等しく共通であることも望まない。

---

[2] この教会の大目的の声明は、1958 年にアメリカ合衆国長老教会(PCUSA)と合同した北アメリカ合同長老教会(UPCNA)由来のものをここで幾分編集し直した。この声明は合同したアメリカ合衆国合同長老教会(UPCUSA)の憲法の一部になった。この古典的な声明は 1904 年から 1910 にかけて憲法改正を目指していろいろな活動があったが、1910 年に UPCNA で採択された。

[3] 最初のパラグラフを除いたこの節は、ニューヨーク-フィラデルフィア大会で最初に起草され、1788 年に「政治基準」の序文として発行された。その年にこの大会は四つの大会(Synod)に分かれ、PCUSA の総会(General Assembly)に場所を移し、翌年最初の会議を開いた。できた四つの大会はニューヨーク-ニュージャージー大会、フィラデルフィア大会、バージニア大会、カロライナズ大会であった。四つの大会の中会は 1789 年 5 月 21 日にフィラデルフィアの総会に代表して集まった。1788 年に作成された全般的な計画はその後合衆国長老教会(PCUS)と UPCUSA を統治する憲法に引き継がれた。

[4] 18 世紀からの引用言葉の”men”や“man’s”はすべて persons に当てて理解するべきである。

[5] この引用は”*the Book of Confessions*”ウェストミンスター信仰告白、6.109 による。 訳文は『ウェストミンスター信仰』村川満+袴田康裕訳による。（一麦社 2009 年）

G-1.0302
共同の判断

(2)　上記の共通の権利に関する原則と完全に一致して、個々のキリスト教会、あるいは個別的教会の同盟（union）、あるいは連合(association)は、キリストが任命された内部の政治組織と同様に、コミュニオンへの加入協定と教職者と会員に関する資質を宣言する資格が与えられる。また、この権利を実行するに当たり、彼等は、それにもかかわらず、コミュニオン協定をあまりに緩やかにしたり、狭くしたりして過ちを犯すかもしれない。しかしながら、このような場合でも、彼等は他人の自由や権利を侵害しているのではなく、彼等は彼等自身の権利を不適切に用いたに過ぎない。

G-1.0303
役員

(3)　我らが誉め讃える救い主は、主の体である見える教会を教導するために、福音を説き、聖礼典を執行するばかりでなく、真理と義務を維持するための訓練をする役員を任命された。また、これらの役員と、その名の下で活動する教会全体は、あらゆる場合において、神の御言葉に含まれる紀律を遵守し、それを犯したり、辱めるものを咎めたり、取り除く責任を負う。

G-1.0304
真理と善性

(4)　真理は善性にかなっている。すなわち、善性は真理の偉大な基準である。その聖性を増進する傾向は、我らの救い主の掟によれば、「さらば、その果（み）によりて彼等を知るべし」である。また、真実と虚偽を一定レベルに持ち上げて、人の意見は結果がないと言い表す意見よりも、有害で不合理な意見はない。それとは逆に、我々は、信仰と実践、真実と義務との間の分離することのできない絆があることを確信させられる。さもなければ、真理を見つけることも、真理を奉ずる事も全く意味が無くなるであろう。

G-1.0305
見解の相違

(5)　上に述べた原則を確信して、我々は教師として認可された者は全員が健全な信仰を持っているとの効果的な規定を作ることは必要であると考えるが、一方で、よい人格と原則を持っている人が真実と表現形式に関して異なっていることをも信じる。これらすべてのことについて、我々は、私的なキリスト者も集団的活動をしている教会も互いに寛容になる訓練をする義務があると考える。

G-1.0306
人々による選挙

(6)　教会役員の人格、資質、権威は、聖書に規定されているが、それと同様に彼等の叙任と制度の適切な方法も規定されている。しかしながら、どのような個々の集団においても、その権威を実行する人の選挙は、その集団で行う。

G-1.0307
教会の権限

(7)　すべての教会の権限は、一般的にその組織体が実行するにしても、代表の権限による代議制によるにしろ、ミニストリー的であり宣言的であるのみである。[c] それは、聖書は信仰と行いと態度の唯一

の規範であり、いかなる教会統治機関も自らの権威に基づいて、良心を縛る規則を作るそぶりをしてはならない。さらに、それらの決定は神の啓示された意志に基づいていなければならない。ところが、人間性とは切り離すことのできない弱点から、すべての大会も会議もその決定にたやすく誤りを犯すかもしれないが、なおも、すでにできあがっている規則から判断して正義であり、しかも福音を告白する者すべてに共通しいるこの正義よりもずっと危険な判断が強圧的な主張によって作られることがある。しかしながら、現在の状態で必要とされているこの正当性は誤りやすい人たちに宿っている。

G-1.0308
教会紀律

(8)　最後に、もし、先に記した聖書に基づく、理性的原則に揺るがず固着するならば、その紀律の活力と厳格さはどの教会の栄光と幸福にも寄与するであろう。教会紀律は純粋に道徳的で霊的であることをその目的にしているはずであり、[d]　市民への影響は伴わないので、それ自身の正義、公平な人民の賛同、そして公同の教会の偉大な頭(Head)の支持と祝福以外のどんなことからも影響力を引き出すことはできない。

G-1.0400

4.　教会政治の歴史的原則

教会政治の歴史的原則

長老教会の政治と紀律の根本(radical)[6,e]原則は、

集団として集められた異なる数個の信仰者の群(congregations)が一つのキリストの教会を構成する。これを強調して教会(the Church)と呼ぶ；この教会のより大きな部分、つまり、その代表はより小さな部分を統治しなければならない。すなわち、それはその中で起きる論点を決定しなければならない；同様にして、全体の代表はそれぞれの部分を統治し決定し、そしてすべての部分を一つに纏めなければならない。すなわち、過半数が統治しなければならない；その結果、懇願(appeal)は低い統治機関からより高い統治機関に持ち込まれ、最終的には教会全体の集められた知恵と一致した意見で決定する。これらの原則と手続きにとって、使徒たちの例と初代教会の実践には権威があると考える。

G-1.0500
憲法の定義

5.　憲法の定義

『アメリカ合衆国長老教会憲法』(T*he Constitution of the*

[6] この節の本文はアメリカ合衆国長老教会(PCUSA)の 1797 年総会で採択された。この引用の”radical”の語は”fundamental and basic”という基本的意味で用いており、”appeal”という語は訴訟手続きに関連する意味よりは一般的な意味で用いている。

Presbyterian Church (U.S.A.)）は『信条書』（*The Book of Confessions*）と『教会規定』（the *Book of Order*）で構成される。

G-1.0501 『信条書』は下記の告白文を含む。
ニカイア信条
使徒信条
スコットランド信仰告白
ハイデルベルク教理問答
第二スイス信仰告白
ウェストミンスター信仰告白
大教理問答
小教理問答
バルメン神学宣言
1967 年信仰告白
小信仰声明 （A Brief Statement of Faith — Presbyterian Church (U.S.A.)）

G-1.0502 『教会規定』（the *Book of Order*）には以下を含む。
政治基準 （Form of Government）
礼拝指針 （Directory for Worship）
訓練規定 （Rules of Discipline）

第２章

教会とその信仰告白

G-2.0000

G-2.0100
告白声明の目的

a.　アメリカ合衆国長老教会は『信条書』に掲載されている信条と信仰告白でその信仰を明言し、イエス・キリストにおける神の恵みを証しする。これらの告白声明で教会はその会員と世に向かって宣言する。

教会は誰であり何であるかを、
教会は何を信じるかを、
教会は何を決定して行うかを。

共同体としての教会

b.　これらの声明では、教会を、その確信に加え、行動によっても見分けられる人々の共同体であることを証明する。彼等は聖書を研究し解釈することで、教会を導く。彼等はキリスト教伝統の本質を要約する。彼等は健全な教理を維持して教会を導く。彼等は宣教の務めのために教会を備える。

G-2.0200
下位に位置する基準としての告白声明

聖書が証ししているように、イエス・キリストである神の御言の権威に服する教会においては [a]、これらの告白声明は、下位に位置する基準である。信仰告白の基準は聖書の下に置かれるが、それにもかかわらず、これらは基準である。これらは軽はずみに作成されたり、署名されたりするものではない。ましてや、無視され捨てられたりするものでもない。教会は信仰告白に表明されている信仰を本気で拒否する任職者に助言する準備をしているが、戒規をも用意している。さらに、政治、礼拝、訓練事項の憲法を変更するよりも、信仰告白の修正には、もっと厳密な手順を必要としている。さらに、イエス・キリストに服従する教会は、統治と同様に、教理基準の改正を隠し立てはしない。教会は”Ecclessia reformata, semper reformanda”を肯定する。これは、神の御言葉と聖霊の召しにより「改革された教会は常に改革され続ける」である。

G-2.0300
公同の教会の信仰

信仰告白において、アメリカ合衆国長老教会は「公同の教会」という信仰を証ししている。この信仰告白は正典としての聖書とエキュメニカル信条の記述と採択を認めて、唯一の、聖なる、公同の、使徒的教会 [b] の信仰を表明している。これらの信条は三位一体の神の秘儀と永遠なる神の御言がイエス・キリストにおいて受肉した事の定義を備えている著明なニカイア信条と使徒信条である。

G-2.0400
プロテスタント宗教改革の信仰

その信仰告白において、アメリカ合衆国長老教会はプロテスタント宗教改革の確言と一致している。この確言の焦点は聖書に啓示されたイエス・キリストにおける神の恵みの再発見である。プロテスタントの合い言葉―恵みのみ[c]、信仰のみ[d]、聖書のみ[e]―は信仰生活をしている神の民を導き、動機を与え続ける解釈原理を具体化する。

G-2.0500
改革派伝統の信仰

a. その信仰告白において、アメリカ合衆国長老教会は改革派伝統の信仰を表明する。この伝統の中心は、主権的正義と愛[m]の自由において、世界を創造し[i]、維持し[j]、支配し[k]、贖う[l]神[h]の主権[f]と聖性[g]と摂理を確言することである。神の主権に関する中心的なこの確言と関連するその他の改革派伝統の主要課題は

(1) 奉仕と救い[o]を目的とした神の民の選び[n]、
(2)神の御言葉による教会の秩序を守ろうとする訓練を伴う心がけに特徴付けられた契約の生活、
(3) 虚飾を避け、神の創造の賜物を適切に用いようとする忠実な管理人になること(stewardship)、
(4)偶像崇拝と暴虐になる人間の傾向を認知することにより、神の民は正義を求め、神の御言葉に従い、社会を再形成するために働くように召されること。

特有な姿勢の反映

b. このように、この教会の信条と信仰告白は、神の民の歴史において特有の姿勢を反映している。彼等は生きた伝統における祈りと、思索と経験の結果を示している。彼等は個人的な献身と、信徒の共同体の生活と証を強める奉仕をする。

第３章

G-3.0000 教会とその伝道

G-3.0100
形態

教会の伝道は、聖書で語られ、信仰によって理解されているように、神の世における活動により与えられた形態である。

G-3.0101
神の活動

a.　神は天と地を創造され、人類を神のかたちに創られた。そして神は人類に生きるものすべてを管理する務めを与えられた。神は男性と女性が共に生き、創造主に感謝の服従で応答するように創られた。人類がその創造主や相互との関係を壊したときでさえ、神は人類を見捨てず、恵みにより、すべての民族のために、神ご自身のイスラエルである一つの家族を約束の巡礼者に選ばれた。

神の契約

b.　神はイスラエルの民を抑圧から解放された。神はイスラエルと彼等の神との契約を結ばれた。そして彼等は神の民であるとされた。それは、彼等が正義を行い、憐れみを愛し、主と共に謙遜に歩むためである。神はこの契約の責任でイスラエルと真っ向から向かい合って、不忠実な民を裁く一方、聖なる恵みで彼等を支えられた。

G-3.0102
キリストにおける神

神はイエス・キリストにおいて受肉された。イエス・キリストは貧しい人たちによい知らせを伝え、囚われ人の解放と目の見えない人の視力の回復を宣言され、痛めつけられた犠牲者を自由にし、主の恵みの年を宣言された。イエスは失われたものを探しだし、救うためにこられた。他の人々のために捧げられたイエスの生と死において、神がすべての人々を贖う愛が見えるようにされた。そして、イエス・キリストの復活において、罪と死に打ち勝つ神の勝利と、世に神が続けています約束の保証をされた。

G-3.0103
聖霊

世界における神の贖いと和解の活動は聖霊の臨在と力を通して継続する。聖霊は、活きたキリストの主権をもって、個人と集団(societies)と対面し、彼等に悔い改めと神の御心に服従することを求める。

G-3.0200
キリストの体としての教会

イエス･キリストの教会は神が人類すべてのためになそうとされておられることの一時的な表示である。

a.　教会は神がイエス･キリストにおいて人々に近づくことが出来るようにした新しい現実の世とそのための徴と言われている。

b.　イエス・キリストにおいて啓示された新しい現実は、世における新しい人間、新しい創造、人間の命の新しい始まりである。それらは、

(1)　罪が赦される、
(2)　和解が成し遂げられる、
(3)　敵意の分断の壁は崩れる。

c.　教会は、共同の生活とその個々人メンバーの生活とにおけるキリストの体で、この明白な事実に形と実体を与えるように召されている。

G-3.0300
教会の召し

a.　教会は、唯一の救い主であり、主であるイエス・キリストへの信仰を通して、神の恵みによる救いのよい知らせを告げる召しに与っている。それは、御言葉と聖礼典において以下のことを告知することである。

(1)　新しい時代の夜が明けた。
(2)　命を創造する神は、束縛されているものを解放し、罪を赦し、破壊を和解させ、すべてのものを新しくし、今もこの世で働き給う。

キリストの求めの呈示

b.　教会は、人々を悔い改めとイエス・キリストを救い主であり主であると受け入れ、弟子として新しい命に生きるようにとのイエス・キリストの求めを呈示するように求められている。

キリストの忠実な伝道者

c.　教会はキリストの忠実な伝道者であることを求められている。

(1)　世界へゆき、すべての国民を弟子とし、父と子と聖霊の名によって彼等に洗礼を施し、あなた方に命じておいたことをすべて守るように教えよ。

(2)　その会員による相互の愛と、キリストにある新しい実体である共通した生活の質を実際に示す。それは、聖霊の導きの下で、礼拝と、協力と、育成と、祈りと奉仕の生活を深める実践を共有することである。

(3)　教会の生活を通して他のために世における神の活動に参画する。
(a)　傷を癒し、調停し、包み、
(b)　貧しい人、病人、孤独な人、無気力な人の必要を援助して、
(c)　罪、恐れ、抑圧、飢餓、不正から人々を自由にする苦闘に携わって、
(d)　苦労している人の奉仕に教会自身の生活とその物質を与えて、
(e)　世におけるキリストの公正と、平和と、愛のこもっ

た規則を確立することにキリストと共に与って。

G-3.0400
危険と信頼の喚起

教会は、たとえ命を失う危険を冒しても、神のみが命の創造者であり付与者であることに信頼を置き、福音を共有し、自分自身を乗り越えてキリストにある新しい現実を指し示すこれらの行為を世において実行し、この伝道に取り組むように召されている。

G-3.0401
領域への招き

教会は次の領域へ召される。

a.　教会と世の中で神が御臨在する新しい領域で、今まで以上に基本的な服従と、今まで以上に礼拝と仕事を喜んで祝うところへ、

b.　教会員自身の新しい領域で、それは、自分達自身が事実上多様化していると同時に、あらゆる年齢、人種、条件のなかにある女性と男性の信仰共同体であることを確認し、新しい人間愛の見える徴としての総括性を備えている領域へ、

c.　世における神の活動に仕える組織体が忠実さと有用性を保証しようとする可能性と危険性を含んだ新しい領域へ、

d.　世界の伝道にとってより効果的な精密機器となると期待されるエキュメニカル教会を神が改革し続ける新しい領域へ。

第４章

G-4.0000

教会とその一致

G-.4.0100

1.　教会―普遍的と個別的

G-4.0101
公同の教会

公同の教会は、イエス・キリストを救い主であり主であると信ずる信仰を告白し、主の統治の下で交わりの生活に与る、子どもを含めたそれぞれの国民のすべての人々で構成される。[a]

G-4.0102
普遍的と個別的

この全体を網羅した仲間は礼拝と奉仕のために一つの場所に共に集うことができないので、個別的な会衆(congregations)[b]に分かれることは賢明である。それ故、この個別的教会は公同の教会の地域的表現と理解される。

G-4.0103
個別的教会

個別的教会は個別の場所にいる人々で、その子たちと共に、イエス・キリストを主であり救い主であるとの信仰を告白するものからなり、これらの人々は聖書[c]に示してあるように、神に仕えるために集ってきたものたちである。またこの教会は教会政治の特有な形態基準[d]に従う。

G-4.0104
個別的長老教会

アメリカ合衆国長老教会のそれぞれの個別的教会はその憲法に従わなければならない。個別的教会の役員は御言葉と聖礼典に仕える教職者と、長老、執事からなる。その政治と指導は小会の責任である。この教会はすべての人々に仕える地域の伝道単位としての責任や、全体教会を設立する責任､そして神の栄光のための責任を果たさなければならない。

G-4.0200

2.　教会の一致

G-4.0201
伝道における一致

教会の一致は主の賜物であり、キリストが教会に求めている伝道への忠実の中に表されている。教会は信仰者の交わりであって、すべての人々を含めた信仰の仲間を大きくすることを求められているのであって、決して、自分たち自身のみを目的にしたキリスト者共同体の利益を楽しむことを意図していない。

G-4.0202
一つであること

教会は一つである。聖書が一つの体について述べているように、それはキリストを通して知ることができる神の霊の下で生きている教会のことである。それ故、我々は「主は一人、信仰は一つ、洗礼は一つ、我々すべてのものの父である神は唯一である。」（エフェソ４：5-6）の文を思い出す。

G-4.0203
見える一致

人々、賜物、理解の多様性がまとまって見える一つの状態になっていることは神の民が一致している重要な徴である。それはまた一致が達成さる財産である。さらに、異なる教派に分かれていることはこの一致を壊すことではないが、彼等は教会と世界に向かって、このことを曖昧にしている。アメリカ合衆国長老教会は、自らのイエス・キリストの全体教会との歴史的継続性を確認しながらも、その曖昧性を減らすように努力し、一つの公同の教会のすべての枝々とのコミュニオンとコミュニティを求め維持してゆくつもりである。(G-15.0000)[e]

G-4.0300 3. 長老制政治の原則

G-4.0301
長老制による政治形態

アメリカ合衆国長老教会は公同の教会との関わりの文脈の範囲内で、長老制政治形態の基本原理に基づく特別な責任があることを再確認する。

a. アメリカ合衆国長老教会の個別的教会は、どこにあっても、一団としての一つの教会を形成する。

b. この教会は長老(presbyters)(伝統的には治める長老と教える長老と呼ばれているが、長老(elder)と御言葉と聖礼典に仕える教職者(ministers of the Word and Sacrament)) によって治められなければならない。

c. これらの長老たち(presbyters)は通常の段階では (伝統的には judicatories (教会行政府) あるいは court (法廷)と呼ばれている) 統治機関に集合しなければならない。

d. 長老たちは単純に人々の意志を反映するのではなく、キリストの意志を共に見つけ出し、それを再び呈示するのである。

e. 協議の機会を持った後で、統治機関は投票による決定に至らなければならない。その決定は過半数の同意による。

f. より上位の統治機関はより下位の統治機関を再調査し、監督する権利を持たなければならない。また、照会(conference)、申し立て(complaint)、上告 (appeal)を決定する権限を持たなければならない。

g. 長老たち (presbyters) は統治機関の権限によってのみ任職される。

h. 教会の管轄権(ecclesiastical jurisdiction)は共有された権限であって、統治機関に集まった長老たちが連帯的に遂行しなければならない。

-

i.　統治機関は教会憲法に定められている義務と権限を効果的にするのに必要とするいかなる行政上の権限をも保有する。

G-4.0302
長老教会の一致

長老教会規則の性質は権限と責任を共有することになっている。統治機関の体系は、それらが一つもしくは多くの教会に対する権限が与えられているとしても、教会の一致を表すような相互関係をその構造のなかに維持している。

G-4.0303
歴史的認識

長老教会の政治体系は現代教会の背後にある遺産への連続性とその遺産への忠誠を必要としている。それは歴史の神がなさる新しいものに取り替える活動に開かれていることと忠実であることをも等しく求められている。

G-4.0304
エキュメニカルな見識

この政治基準は聖書[f]の光のなかでこの教会に秩序を与えるために定めているが、イエス・キリストの教会の存続に絶対的に必要な事柄として決めているのでもなく、すべてのキリスト者に要求していることでもない。

G-4.0400

4.　多様性と包括性

G-4.0401
形式の多様性

キリスト者の信仰の独自性を証しする教会は、教会と世界の両方における多様性に対して伝道することに召されていると共に多様性に対する責任を負わなければならない。従って、礼拝に集うキリスト者の交わりや、団体の生活規則は文化や必要に適した形、実践、言語、計画、育成、奉仕などについて豊富な多様性を示すことが望まれる。

G-4.0402
他人への解放

我々のキリストにおける一致により、教会は、すべての人々や、芸術や科学の共同体に属する人たちを含めた、神の民の才能や賜物を持ったいろいろな人々に開放的になることができるし、またそうなることが求められている。

G-4.0403
全員参与

アメリカ合衆国長老教会はその会員のなかで豊富な多様性を十分に表すべきで、そこから現れる生活で総体へ導くより大きな包括性を保証する手段を備えなければならない。あらゆる人種的民族グループ、異なる年齢層、男性と女性、いろいろな障害者、多様な地理的地域の人たち、改革派の伝統を持ちながらも神学的に異なる立場を保持する人たち、そのほか、異なる婚姻条件の人たち（結婚、独身、配偶者と死別した者、離婚した者）も教会の意志決定に完全に参与し、その代表者になりうる保証を与えなければならない。(G-9.0104a)

第５章

G-5.0000

教会とその会員

G-5.0100

1.　会員資格の意味

G-5.0101
信仰による会員資格

a.　イエス･キリストの生と死と復活における神の受肉は教会に伝道のみならず、その会員資格の理解をも与える。人はイエス・キリストが救い主であるとの信仰と、その全ての生涯[a]の主であることを受け入れて、教会の活動会員(active member)となる。洗礼とイエスは主であるとの信仰を公に告白することは教会の活動会員に加わることの見える徴である。

活動会員になる

b.　人々は信仰を告白するか、イエス・キリストへの信仰を再肯定するか、あるいはほかの教会からの転入証明書により、活動会員の仲間に入ることができる。

すでに洗礼を受けた者

c.　幼児の時に洗礼を受けた者が一定の年齢に達し､公に信仰を告白し､教会生活の責任を負う用意ができたときには､小会は彼等を招き、励まし、活動会員として負う責任の準備をしなければならない。若い人がそのような信仰を告白する年齢は前もってはっきりと定めることはしない。それは注意深い試験の後で、活動会員に志願する用意ができているかを判断する小会の慎重さに残されている。

以前洗礼を受けていない者

d.　洗礼を受けたことのない人がキリストへの信仰を告白し､信仰者として、教会生活に加わりたいと願うときは、小会による適切な指導と試験の後で､公に彼等が信仰を告白して洗礼を受けなければならない。

転入証明書

e.　信仰を告白し､ある個別的教会の会員に受け入れられていた者の最近まで所属していた教会からの転入証明書を受領した小会は、そのものを会員として受け入れることができる。

信仰の再肯定

f.　かつて､信仰を告白しある個別教会の活動会員であった者の転入証明書とか、教会員の資格がその他の証拠で保証されない場合が往々にしてある。これらの人たちは小会による指導と試験の後で、信仰を公に告白し、教会生活の義務を受け入れることを再肯定しなければならない。

G-5.0102
ミニストリーとしての会員資格

忠実な会員は教会のミニストリーの責任に関わるというキリストの求めを受け入れる。これらの関わりには以下の事柄を含む。

a. よい知らせを宣教する、

b. 個別的教会の共通の生活と礼拝で貢献する、

c. 祈ることと、聖書とキリスト教会の信仰を学ぶ、

d. 金銭と時間と能力を捧げて教会の働きを支える、

e. 教会の統治責任に加わる、

f. 教会の内と、教会を通した新しい生活の素質を実際に表示する、

g. 他への奉仕を通して世における神の活動に応える、

h. 個人、家庭、職場、政治、文化、そして社会との関わりのなかでの責任ある生活をする、

i. 平和、正義、自由、そして人間性の達成のために世で働く。

G-5.0103
包括性

会衆(congregation)はイエス・キリストにおける神の恵みに信頼し服従する全ての人々を歓迎し、これらの人々がキリストの教会の会員とミニストリーに加わることを願わなければならない。どんな人も、人種、少数民族出身、世俗的な条件、その他信仰の告白と関係のない理由で会員になることを拒んではならない。おのおのの会員は全ての人々とのキリストにある交わりを広げて、恵みの広がりを追い求めるべきである。(G-9.0104) このことに失敗することはキリストご自身を拒むことになり、福音に対する恥である。

G-5.0200

2. 会員の種別

アメリカ合衆国長老教会の個別的教会の会員は受洗会員(baptized member)、活動会員(active member)、非活動会員(inactive member)、客員会員(affiliate member)を含む。

G-5.0201
受洗会員

個別的教会の受洗会員は洗礼の聖礼典を受けた者で、小会によって受洗会員として登録された者であるが、主であり救い主であるイエス・キリストへの信仰を告白していない者である。このような受洗会員は教会の牧会と指導の対象にされており、主の晩餐に与る資格がある。

G-5.0202
活動会員

個別的教会の活動会員はすでに洗礼を授けられ、教会の会員として受け入れられ、キリストへの信仰を告白した者である。これらの人々は自発的に教会の政治 b に服し、教会活動と礼拝に参加している。活動会員は、主の晩餐の聖礼典への参加、その子を洗礼のために献じること、教会会議に加わること、役員を選挙することとその職に就くことを含めた教会の全ての権利と特権を持っている。その他の活動会員としての条件は、個別的教会の必要を満たしていること、アメリカ合衆国長老教会の『教会基準』(*Book of Order*)と『信条書』(*Book of Confessions*)に一致している事など、会衆との十分な研究と協議の後で、小会が採択することができる。

G-5.0203
非活動会員

個別的教会の非活動会員は教会の活動と礼拝に参加していない者のことである。非活動会員は教会会議で発言する権利と、役員を投票すること、役員の務めを持つこと以外は活動会員が持つ権利と特権を全て有する資格が与えられている。

G-5.0204
客員会員

個別的教会の客員会員(affiliated member)はこの教派の他の教会、あるいは他派の教会、あるいはキリスト教組織体の活動会員であって、その教会の所在するところの共同体から一時的に移動してきていて、その教会のしかるべき統治機関が発行した信望のある証明書を提出し、小会が客員会員として受け入れた者のことである。客員会員は役員を選挙したり、その職に就いたりする権利以外は活動会員の全ての権利と特権を持つ資格が与えられている。

G-5.0300

3. 非会員の特権

G-5.0301
非会員の特権

アメリカ合衆国長老教会の会員でない者は次の特権が与えられている。

a. 全ての人たちは教会生活と礼拝に参加することが歓迎されている。

b. 洗礼を受けた全ての人たちは、子どもも成人も、たとえ、キリストへの信仰を告白していなくとも、主の晩餐、教会の牧会と指導に与ることが認められている。

c. 外のキリスト教会の告白会員は主の晩餐の聖礼典に与ることと、子たちを洗礼に献じることができる。

G-5.0400

4. 会員になるための準備

G-5.0401
小会の義務

小会はその会衆の会員になる人たちの準備をする責任を負わなければならない。

G-5.0402
子どもによる信仰告白

a. この準備は会衆に対する継続的な育成の一部であるが、子どもの会員がイエス・キリストへの信仰を公に告白するための準備をする特別な配慮をしなければならない。指導で信仰告白の意味と、会員の責任、それに、アメリカ合衆国長老教会の信仰と規則を伝えなければならない。

成人の信仰告白

b. 同じような指導は信仰を告白する他の人たちにもしなければならない。小会はこの指導を告白する前にするか後にするかを決めなければならない。

G-3.0403
再肯定と転入

適切な指導は信仰の再肯定や、教会会員資格の転入証明書により個別的会衆へ加わる者にも行わなければならない。

G-5.0500

5. 会員であることの再検討

G-5.0501
会員による

教会員の特権と責任を受け入れることはイエス・キリストへの関わりの一つであって、それは、一人一人が会員としての責任を実行するように義務づけられている事である。小会から励ましを受けるときは、会員はいつも、教会のミニストリーに関わってきている誠実さを再検討し評価しなければならない。そして、教会の礼拝と奉仕に加わることをより深め、その意義をよりよくする方法を考えなければならない。

G-5.0302
小会による

小会は少なくとも一年に一度は会員の役割を再検討しなければならない。そして、会員としての責任を軽視した人と協議をしなければならない。

第６章

G-6.0000

教会とその役員

G-6.0100 1. ミニストリーの職務

G-6.0101
キリストのミニストリー

教会における全てのミニストリーはイエス･キリストからの賜物である。会員も役員も同様に、すべての者の大牧者あるキリストの指令の下で互いに仕えあう。キリストのミニストリーは全てのもののミニストリーの基礎であり、あらゆる職務の基準は「仕えられるためにではなく、仕えるためにきた」人（マタ 20：28）がその模範である。

G-6.0102
ミニストリーの職務

教会員の責任の一つは特別の役目を果たすために任職される役員を選挙することである。これらの職務があることは教会の全ミニストリーに会員が関わる重要性を軽減することにはならない。これらの任職された役員は他の会員とはその役目において異なるだけである。

G-6.0103
職務の名称

教会が保持してきた新約聖書が語る教会職務は長老職(presbyters)（御言葉と聖礼典に仕える教職者[a]と長老[b]）、そして執事[c]職である。

G-6.0104
多様な形態

ミニストリーは一つであると同時に、ミニストリーには特定の形態があることは特殊な務めと熟練を強調しているからであって、一連のミニストリーの職務はその多様性を反映している。これらのミニストリーには基本を強調する御言葉の説教と聖礼典の祝い、愛と憐れみの行為を強調する形態、主として教育、行政、規則の制定、あるいは、司法といった形態、そして本来的に予言者的である形態を含む。

G-6.0105
ミニストリーへの召し

男性も女性も教会の職務を担う資格を持っている。神の摂理と恵み深い賜物によって、女性と男性が、教会から特殊な形態のミニストリーを引き受けるように求められるときは、教会はその求めを説明し、他の人の判断と必要に敏感になるように助けなければならない。人々は自分が求められているミニストリーの形態を見つけたり、新しい形態に召されたりしているときは、その人たちと教会は彼等と教会の伝道の上に聖霊が臨み、導いて下さることを祈らなければならない。

G-6.0106
賜物と必要条件

a. 教会の特殊な役目の実行に召された人々へ―執事、長老、御言葉と聖礼典に仕える教職者―神は彼等のいろいろな義務に適した賜物を与えられる。生来の、あるいは、獲得した必要な賜物や能力を持っているのに加えて、特殊なミニストリーを引き受ける者は信仰が強く、献身的な弟

子で、救い主で主であるイエス・キリストを愛する者たちでなければならない。彼等の生活様式は教会でも、世でも、キリストの福音を示すものでなければならない。彼等は神の民の賛同と教会統治機関の一致した判断を持たなければならない。

b.　教会の職務に召された者は聖書への服従と、教会の歴史的信仰告白の基準に一致した生活を送ることである。これらの基準には男子と女子との結婚の誓約の範囲内で誠実に生きるか、(W-4.9001) 独身の貞節に生きることを必要条件にしている。信仰告白が罪と定めている事のいかなる自己流の理解による行為をも悔い改めることを拒否する者は執事、長老、御言葉と聖礼典に仕える教職者としての任職にも就任にも与ることはできない。

G-.6.0107
神の民による選挙

この教会の政治は代議制であり、神の民がその役員を選挙する権利は奪われることはない。それ故、組織体の選挙以外によって、どんな人でも会衆と、統治機関の恒久的な職務につくことはない。

G-6.0108
良心の自由―個人と団体

a.　役員として奉仕する人たちは『信条集』(*The Book of Confessions*)と『政治基準』に記述されている改革派信仰の基本的要素と政治形態に固着することは教会の完全性と健康にとって必要なことである。これらの基準から重大な乖離がなく、他人の権利と見解を侵害することなく、また、教会の憲法統治を妨害することがない限り、聖書の解釈に関する良心の自由は維持されることになる。

一定制限の範囲内

b.　しかしながら、アメリカ合衆国長老教会の候補者か役員になるに当たって、一定の制限範囲内で良心の自由を行使することを認めている。彼もしくは彼女がその組織体の役員を求めるかその地位を持っている限り、彼もしくは彼女の良心は教会の基準で解釈されている神の御言葉に属している。ある人が改革派信仰の基本的要素と政治形態から離れるかどうかは、最初はその個人の関心事ではあるが、最終的には彼もしくは彼女が仕えている統治機関の責任になる。(G-1.0301; G-1.0302)[1]

---

[1] 総会(General Assembly)が設立される以前の PCUSA の非常に早い歴史においてなされた、ニューヨーク大会とフィラデルフィア大会の再合同計画には次の文が含まれていた。「どんなことでも多数決で決定するときは、どの人も積極的にそれに賛同するか、あるいは、受け身でその決定に従わなければならない。もし、良心がそのようにする事をどちらも赦さないときは、慎み深い説明と抗弁を十分になにした後で、分裂を試みることなく我々のコミュニオンから平和的に身を退くべきである。たとえ、これを組織体が教理とか長老制政治に不可欠であると判断するような決定にのみ広げて解釈されるとしても、いつもそうあるべきである。」(Hist. Dig.(P)p.1310) (Plan of Union of　1758, par. Ⅱ.)

ミニストリーにつく候補者

c.　アメリカ合衆国長老教会のミニストリーの候補者を受けようと願う者は良心の自由に関する声明を含む教会の憲法文書に注意するべきである。（G-14.0304）

G -6.0200

2.　御言葉と聖礼典に仕える教職者

G-6.0201
教職者と中会

主は御言葉と聖礼典に仕えるという特別なミニストリーをなしとげる信頼できる人々を召し、訓練して備え、いろいろな務めに就けてきたように、教会は中会を通して御言葉と聖礼典に仕える教職者の責任とその職務に就くべく、彼等を召す。そのような教職者は中会の構成員でなければならず、中会は彼等を教会の伝道を助けたり、中会での責任を担ったりする仕事に就くように指名しなければならない。彼等は中会により召され指名された責任に加えて、教会のより大きなミニストリーに参加する責任を負わなければならない。御言葉と聖礼典に仕える教職者は中会自身の決議による中会の構成員であり、G-11.0000 と一致した構成員資格を保持する。

G-6.0202
任務を表した名称

a. この責任を果たす人は、聖書のなかで、彼または彼女のいろいろな任務を言い表す別の名称を持っていた。彼もしくは彼女がキリストの羊の群れの監督をするのは、彼もしくは彼女を bishop（監督）[d] と呼ぶ。霊的な食物で養う者は pastor（牧師）[e] と呼ばれる。教会におけるキリストの servant（僕）には minister（教職者）[f] が与えられている。彼あるいは彼女の義務は重厚で慎重であるとか、羊の群れの例や、家やキリストの王国をよく治める事から、彼または彼女は presbyter あるいは elder（長老）[g] と呼ばれる。彼あるいは彼女は罪人に神の御心を告知するために使わされ、彼等がキリストを通して神との和解に導かれるように切に願うので、彼あるいは彼女は ambassador[h]（使者）と呼ばれる。そして、彼あるいは彼女は神の多くの恵みとキリストが建てられた秩序を分配するので神の秘儀の steward(管理人)[i] と呼ばれる。男性も女性もこの職務に召されることができる。[2]

牧師、準牧師

b.　御言葉と聖礼典に仕える教職者の専任牧師職(the permanental pastoral offices)は牧師と準牧師である。御言葉と聖礼典に仕える教職者が個別的教会や教会（複）の牧師もしくは準牧師と呼ばれるときは、彼女もしくは彼は、生活の資質と、福音を全ての人々に委ねる事と、その喜びと公正が伝わる事との関連についての責任がある。牧師は御言葉を研究すること、教えること、説教をすること、洗礼と主の晩餐を執行すること、会衆と共に、あるいは会衆のために祈ることに責任がある。長

---

[2] 第 213 回総会(2001)においてこの言葉は（パラグラフ “a”）回復した。この言葉は 1789 年の「政治基準」にたどることができる。牧会職務に関する長老教会の遺産であることが確認される。

老と共に、牧師は、神を礼拝し奉仕をする人々に、次の事柄を奨めなければならない：教会内の務めと世における伝道のために、彼等を備え、可能にすること；貧しい人たち、病人、悩んでいる人たち、死に直面している人たちに特別の注意を払う牧会の業を実行すること；教会の意志決定に参与と包括性の基本を履行する事に会衆がリーダーシップを発揮することを含めて、教会の統治責任へ参加すること；そして、全体として、人類共同体の生活を気遣い奉仕するよう手をさしのべる課題を担うこと。執事と共に、牧師は同情と、証しと奉仕のミニストリーを共有しなければならない。これらの牧会的な義務に加えて、彼もしくは彼女は小会より上部の統治機関やエキュメニカル関係のミニストリーに関わる義務がある。

共同牧師
(Co-Pastor)

c． 個別的教会は、中会の同意を得て、会衆のための御言葉と聖礼典のミニストリーに仕える牧師を共同牧師(Co-Pastor)として選挙することができる。

G-6.0203
教師、チャプレイン、その他

教職者が、教育者、チャプレイン、牧会カウンセラー、キャンパス・ミニスター、宣教師、伝道協力者、伝道者、管理者(administrator)、ソーシャル・ワーカー、コンサルタント、あるいは、その他の教会のミニストリーに適している特殊な仕事に就くときは、彼等はよい知らせのミニストリーを分け合う助けになる生活の資質を証明しなければならない。彼等は彼等が責任を持つ人たちの牧会を果たし、キリストに仕えることにより、彼等のミニストリーを完成することを追求しなければならない。そして、彼等の同僚の男性と女性が教会を強め、教会が人間共同体の生活への関心をもちその奉仕に備えるように務める。彼等が召されている個別の責任を果たすことに加えて、彼等は会衆と中会とエキュメニカル関係に参加し、教会のより上位の統治機関や、評議員会、それにこれらの統治機関の実行組織に選ばれる資格が与えられる。

G-6.0204
機密を保持した情報

a. 牧会を実行するに当たり、御言葉と聖礼典に仕える教職者は信頼と機密保護の関係を維持し、そのような牧会の過程で明らかにされた全ての情報の機密を守らなければならない。機密が問題になっている人がその機密情報を明かすことに同意する場合は御言葉と聖礼典に仕える教職者は機密情報を明らかにしてもよいが、強制されてはならない。彼または彼女が誰かに身体的な危害が迫っている事を確かに信じるときは、御言葉と聖礼典に仕える教職者は、機密情報を明らかにしてもよい。

b. 御言葉と聖礼典に仕える教職者は、（1）下記に記す情報がG-6.0204a に定義した機密を守る連絡以外から得たときとか、（2）彼女か彼が将来確かに身体的な危害か虐待が起きると信じるときには、教会と市民社会の法律上の権威に、危害、危害の恐れ、身体的な虐待、無視、そして／あるいは、未成年者、もしくは知的能力の欠いる成人に対する性的

嫌がらせとか虐待のことで知っていることを報告しなければならない。

G-6.0300 **3. 長老**

G-6.0301
聖書の実際

旧約聖書の時代に人民のための政治に長老職があったように、新約聖書の教会は人々に統治とミニストリーを共有する特別な賜物を供給した。[j]

G-6.0302
政治上の責務

長老は人々によって選ばれる。御言葉と聖礼典に仕える教職者と共に、長老は指導、政治、訓練を実行し、個別的教会と同時に、エキュメニカル関係を含む教会全体の生活の責任を持っている。長老は小会の構成員として忠実に仕えなければならない。(G-10.0102) より上位の統治機関の委託委員(commissioner)に選ばれると、長老は御言葉と聖礼典に仕える教職者と同等の権限で参与し、投票をし、どの職務にも就く資格がある。

G-6.0303
賜物と必要要件

長老は信仰的で、献身的で、よい判断ができる人でなければならない。彼等の生活様式は、教会でも、世でも、キリストの福音を示すものでなければならない。(G-6.0106)

G-6.0304
特殊な責任

a. 責任を負っている会衆の信仰と生活を強め育成することは、個人、あるいは連帯としての長老の義務である。牧師と共に、長老は神を礼拝し奉仕する人々を励まし、教会内の彼等の仕事と世における彼等の伝道に備え、新しくしなければならない。長老は貧しい人たち、病気の人たち、孤独な人たち、抑圧されている人たちに特別な注意を持って人々を訪問し、慰め、心がけなければならない。長老は礼拝を手助けしなければならない。(W-1.4003, W-2.3011-.3012, W-3.1003, W-3.3616, W-4.4003 を見よ)。長老は聖書を教える能力を養わなければならない。御言葉と聖礼典の正常なミニストリーのないところを補う権限が与えられるからである。特殊な状況で、適切な指示のあるところで、特定の長老は、中会により、G-11.0103a と一致して、主の晩餐を執行することが承認される。全てのキリスト者が愛の掟で実行することを定められているそれらの義務は、彼等がこの務めに召されたために、特に長老に義務としてかかっている。そして、彼等の責任としてそれらを彼等が実行することになっている。

b. 長老は、教会への奉仕の過程で得られた情報で、危害と、危害の恐れと、身体的な虐待や無視に関係すること、そして／あるいは、未成年者や知的能力に欠けている成人が性的嫌がらせや虐待にあうことの情報を、(1) 特権的な情報交流の外から得られたときか、あるいは、(2) 彼女か彼が将来身体的な危害と虐待が起きる危険があると信じる理由が

あると思うときに、教会と市民社会の法律上の権威に報告しなければならない。

G-6.0400 **4. 執事**

G-6.0401
執事のミニストリーと賜物

聖書に明らかに示されているように、執事の職務はイエス・キリストの例にならった同情、証し、奉仕などの一つである。霊的な人格、正直である評判、模範的な生活、兄弟のような愛、姉妹のような愛、暖かい同情、そして穏健な判断をする人たちがこの務めに選ばれるべきである。

G-6.0402
責任

a. なによりも、必要としている人たち、病気の人たち、友達のいない人たち、信仰共同体[m]の内外で悩んでいるどんな人たちに対しても助けることが執事の義務である。執事は小会から時に応じて、委託されるその他の務めで、礼拝において、執り成しの祈りで人々を導いたり、聖書を読んだり、人々の賜物[n]を差し出したり、主の晩餐を手伝ったりすることを引き受けるべきである。（W-3.3616 を身よ）

b. 執事は教会への奉仕の過程で得られた情報で、危害と、危害の恐れと、身体的な虐待や無視に関係すること、そして／あるいは、未成年者や知的能力に欠けている成人が性的嫌がらせや虐待にあうことの情報を、（1）特権的な情報交流の外から得られたときか、あるいは、（2）彼女か彼が将来身体的な危害と虐待が起きる危険があると信じる理由があると思うときに、教会と市民社会の法律上の権威に報告しなければならない。

G-6.0403
組織造り

個別教会の執事は次に記す一つか両方の方法で組織を作るべきである。

a. 牧師、共同牧師、そして準牧師が顧問になり、執事会(Board of Deacons)を組織することができる。（G-6.0202c を見よ）執事会はその構成員のなかから議長と書記を選ばなければならない。書記は委員会の議事録を記録しなければならない。

b. 執事は執事職務の責任と一致する個別の役割を小会から個人的に委託される。（G-6.0402 を見よ）小会は通常、この奉仕の再検討を年に一度行わなければならない。そのとき、この委託を新しくするか、変えるか、終了するかを決めることができる。

G-6.0404
小会による監督

教会全体は小会の管轄下にあるので、執事会もその監督と権威の下にある。執事会の記録は少なくとも毎年一度小会に提出するか、その他の時は小会の要請により提出しなければならない。小会は執事会の活動を無効にしたり修正したりすることができる。あるいはそのような活動を再考慮

するように指示することができる。

G-6.0405
会議

執事会は定期的に、あるいは、議長による招集、もしくは、小会からの指示により、会議を開く。ただし、会議は少なくとも3ヶ月に一度は召集されなければならない。執事会はそれ自身の定足数を決定しなければならない。小会と執事会との合同会議は少なくとも年に一度、共通の関心事について協議するために小会議長の司会で開かなければならない。このような合同会議において拘束のある決定に至らないなら、小会と執事会はそれぞれの注意に任せられて別々に実行することができる。

G-6.0406
関連ある奉仕

執事は、統治機関から委員会に奉仕する事や、理事とし奉仕する事を指名されることが出来る。小会は会衆のその他の会員を選んで、執事の同情のミニストリーを補助する役に指名することが出来る。

G-6.0407
執事を用いない決定

過半数以上の投票により会衆は執事の職務を用いない事を選ぶことができる。このような場合、あるいは、執事は安全でない場合は、この職務の機能は長老と小会に保持されるか、委ねなければならない。

G-6.0500 5. 管轄権の放棄

G-6.0501
管轄権の放棄

御言葉と聖礼典に仕える教職者、長老、執事のいずれかの教会役員が、この教会の管轄権を放棄することを管轄権のある統治機関の書記もしくは常任書記に文書で申し出たとき、その放棄は受理によって有効になる。管轄権の放棄によりその役員は構成員からと、任職された務めから除かれ、その職務の執行は終了する。

G-6.0502
非承認の仕事の固執

協議と注意の後で、管轄権を持っている統治機関が承認しなかった仕事に教会の役員が固執し続けるときは、統治機関はその役員は教会の管轄権を放棄したものと見なすことができる。

G-6.0503
放棄の結果

その放棄は統治機関の次期会議において書記もしくは常任書記から報告を受けなければならない。統治機関はこの放棄と当該名簿からその役員の氏名を削除したことを記録にとどめ、憲法が求めている行政上の性格を持った処置を行わなければならない。

第７章

個別的教会

G-7.0000

G-7.0100　1.　組織、伝道、政治

G-7.0101
全体の一部で中会による組織

教会は公同的であると同時に個別的である。両方の特質は個別的教会のなかで発見される。アメリカ合衆国長老教会の個別的教会は中会の権限によってのみ組織され、この憲法の規定の下で機能する。

G-7.0102
ミニストリー

個別的教会は教会の伝道において活力ある責任を保持している。そこで神の民は特に礼拝、宣教、聖礼典の共有、福音伝道、育成、カウンセリング、人と社会の癒し、そして奉仕の諸ミニストリーを実行する。人々や近隣、共同体に対するこの基本的なミニストリーと、祈りと人的資源と資金による会衆レベルで与えることのできる援助なしに、どんな外の意義ある教会のミニストリーも不可能である。会衆は中会とより大きな教会の必須な伝道の腕として奉仕する。

G-7.0103
政治

個別的教会の会員は、自発的に自分たちが選んだ役員の指導の下に入る。現在奉仕をしている牧師、もしくは共同牧師、準牧師と長老からなる小会は個別的教会の統治機関である。アメリカ合衆国長老教会の法と政治は、子どもを伴った女性と男性の互いの間と、イエス・キリストを通した神との間の自発的な契約関係の交わりを予測している。会衆はこの交わりに基づいており、信頼と愛のない仕事に就くように予定されていない。

G-7.0200　2.　個別的教会の組織造り

G-7.0201
設立の契約

個別的教会の組織造りには、中会は、直接かコミッションを通して、教会の会員になるための申請を受け付けなければならない。それは、―信仰告白によるか、信仰の再肯定か、転入証明書によるか明記したもので―、新しい会衆の形成に加わることを願う人からのものである。これらの人たちは次のような誓約を共にしなければならない。

以下に署名した私たちは、神の恵みに応えて、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿として知られる教会が設立され、組織造りがされることを願います。私たちはアメリカ合衆国長老教会の信仰の原則と伝道と規則に従い、この場所におけるキリストの体の一部として、イエス・キリストと互いが結ばれ、イエス・キリストの弟子として共に一つになりミニストリーの業に励んで生きることを

約束し誓約します。
（署名）

G-7.0202
中会との関係

a.　彼等は中会で設立された会衆(congregation)であると宣言され、長老と執事の選挙に取りかかり、中会と協力して準備、試験、任職、就任の備えをしなければならない。

b.　中会は会衆との緊密な仕事を続けながら、牧師の指導性の保証、個別的教会の奉仕と証しの計画、他教会との務めの対等関係、『アメリカ合衆国長老教会憲法』と一致した会衆に関する細則についての協議し、教派内のより大きな活動において会衆が担うべき伝道を強めるための支援と励ましを与える。

G-7.0300　**3.　会衆会議（Meeting of the Congregation）**

G-7.0301
会衆

会衆は個別的教会の活動会員名簿に載っている全会員で構成される。会衆会議に出席するこれらの会員全員は投票する権利を持っている。

G-7.0302
年会議

a.　会衆は年一度の会議を開くが、必要に応じて別の会議を開くことが出来る。年会議では役員選挙、次年度の計画と共に小会からの報告を聴くこと、執事会、その他の教会内組織からの報告、その他の適切な業務処理を聴くことなどが考えられる。また小会が先に行った再検討の報告に関する牧師あるいは牧師たちの謝儀が十分であるかどうかを見直すべきである。(G10.0102n)　会議の公告は二回の日曜日に続けて行わなければならない。

特別会議

b.　年会議に相応しいと思われる目的の全てか幾つかの諸事項のためとか、会衆が適当と考える事項のために特別会議を招集することができる。(G-7.0304)　処理をしなければならない事項はこの会議の召集の際に掲げられた特別の目的に限定されなければならない。

議事運営の権威

c.　会衆の全ての会議は、『憲法』が別に定めている方法以外は、『ロバート議事法』の 最新版によるか、それに匹敵する会議議事手続きの権威に従って、進められなければならない。

G-7.0303
会議の招集方法

a.　会衆会議は以下の方法で召集されなければならない。

(1)　会議が必要であると決定した小会による。
(2)　会議が必要であると決めた中会による。
(3)　個別的教会の活動会員名簿の会員の四分の一の文書による要請を受けた小会による。

公告

b．会議の公告は連続した二回の日曜日に表示しなければならない。会議は公告後の二度目の日曜日に開催するのが望ましい。（牧師を招聘する会議の公告については　G-14.0502a を見よ）

G-7.0304
議事

a.　会衆会議において取り扱う議事は次の項目を含む。

(1)　長老、執事、理事の選挙に関する事項、
(2)　牧師あるいは牧師たちを招聘することに関する事項、
(3)　牧師関係の事項：招聘の変更、解約に同意を求めること、同意すること、あるいは断ること。
(4)　不動産の購入、抵当、売却に関する事項　(G-8.0500)、
(5)　会衆の許される範囲の能力に関する事項：全ての行政責任を小会に預けること、あるいは、規模の限界上、中会に一つかそれ以上の必要事項の免除を求めること。

限定

b.　会衆会議の審議事項は前記の（1）から（5）までに限定しなければならない。
市民法律で認められているときでも、教会と法人の審議事項も同じ会衆会議で取り扱うことができる。

G-7.0305
定足数

会衆会議の定足数は、個別的教会が中会へ申請した際に、より少ない定足数の規定を用いることの同意を中会から得られない限り、会員数の1/10 以下であってはならない。会衆自身がより高い定足数を固定するのはよい。3 名以下の会員の会議は会衆会議とは見なされない。

G-7.0306
議長

牧師が会衆会議の議長にならなければならない。共同牧師（複）(co-pastors)がいる会衆では、彼等が出席しているときは、代わって議長をすることができる。牧師がいない教会では中会によって指名された小会の議長が全ての会衆会議の議長をしなければならない。牧師もしくは中会が指名した小会の議長が司会をするのが無理な場合は、彼または彼女は、小会の同意を得て、中会内の他の教職者を議長に招かなければならない。中会は彼女または彼が委任されている教会の小会議長としてその信徒牧師を指名することが出来る。よき指導者と監督者として指名された委任信徒牧師は彼または彼女の議長としての仕事を監督しなければならない。それに加えて、説教者のいない教会の小会議長は、現在もしくはかつて、その中会のミニストリー委員会(Committee on Ministry)の委員、常任書記(stated clerk)、執行長老(executive presbyters)、あるいは協力執行長老(associate --)であった長老(presbyters)に、議長を要請することができる。そのような長老でその会衆の会員であるものはその会衆会議の議長を務めないのがよい。これが好都合でないときは牧師と小会議長、それに小会の同意を得て、小会の構成員が議長に招くことができる。

G-7.0307
書記
(secretary)

小会書記(clerk)は会衆会議の書記(secretary)になる。もし会議が終了する前に、会衆がその議事録を承認しないときは、小会は次回に予定された会議においてその時の会衆会議の議事録を読み、訂正し承認を得なければならない。そしてそれを永久記録にしなければならない。この次の会衆会議において、書記(clerk)は有効な議事録を持ってきて、小会が取った行為を報告しなければならない。会衆は投票によって、それらを読んでもらい訂正を加えることができる。書記(clerk)が務めることができないならば、会衆は書記(secretary)を選ぶ。それぞれの会衆会議の議事録は議長と書記(secretary)により証明されて、小会の議事録集に納められる。

G-7.0308
同数の場合

教職者は会衆の一員でないため、彼または彼女は会衆会議では投票しない、同数の票決がなされたときは司会をしている教職者は二度目の問いをする。再び同数になったときはその動議は失われる。

G-7.0400 4. 法人設立と理事

G-7.0401
法人設立と理事

市民社会の法律が許可するときはいつでも、個別的教会は法人を形成し、維持するべきである。個別的教会の活動会員名簿に載っている会員のみが法人の会員で、その理事に選ばれることが出来る。教会の活動長老で市民社会の法律の下で資格のある者は、法人が理事の選考方法を別に定めていない限り、その職務上、おのおのの法人の理事になる。代わりの方法では法人によって選ばれた指名委員会を用意し、理事の任期は長老のそれと同じにする。法人を造っていないどんな個別的教会も教会の活動会員の名簿に載っている会員から理事を選ぶことができる。このような理事の権限と義務は小会と執事会のそれを侵害してはならない。(G-10.0102, G-6.0402)

G-7.0402
権限

このようにして設立された法人、もしくは個々の理事は以下の権限を持つ。教会のための不動産、動産を受け入れ、所有し、抵当に入れ、管理し、移動する：このような財産の所有権を受け、権利証書を作成する：財産所有権の管理と保護：教会の目的を促進するための恒久的な特別基金の管理：これら全ては小会の権威の下にあり、『アメリカ合衆国長老教会憲法』の規定の下にあるが、さらに、不動産を購入したり、売却したり、抵当に入れるのには、理事は正当に構成された会議で認められた会衆の承認の後でのみこれらの事を行うことが出来る。(G-8.0500)

G-7.0403
分けて行う法人会議

市民社会の法律が法人事業は別の会衆会議で扱うことを要求しているところでは、以下の事項を除いて、G-7.0300 の規定を適用するべきである。

a. そのような会議は理事の裁量によるか、あるいは小会か中会の

指導によって、理事が召集するべきである。

b.　市民社会の法律が別に定めない限り、理事はそのような会議を司会する役員と書記を個別的教会の活動会員名簿に載っている会員のなかから指名するべきである。

c.　このような会議のそれぞれの議事録は司会する役員と書記が証明し理事の議事録集に入れなければならない。

G-7.0404
委任状による投票

市民社会の法律が個別的教会の法人要項について委任状による投票を必要とするところでは法人事項のことに関することのみ、委任状による投票を認める。

第８章

教会とその財産

G-8.0000

G-8.0010　1.　財産に関する決定

G-8.0101
財産に関する決定

G-1.0400[a] の規定やこの憲法のその他の規定で定めている教会内での決定の仕方、その再考察、修正は財産のことに関する事項全てにも適応される。

G-8.0200　2.　全ての財産の保管

G-8.0201
財産を保管する

全ての財産は、たとへ、それが個別的教会、中会、大会、総会、あるいは、アメリカ合衆国長老教会によって保管されているものにしろ、それらの法的権利書が法人、理事、理事たち、あるいは法人になっていない協会に登録されていても、あるいはまた、その財産が個別的教会や、より包括的な統治機関の計画に用いられているか、あるいは収入を増やすために保有しているにしても､アメリカ合衆国長老教会の利用と利益のために、保管される。

G-8.0202
法人設置と理事たち

市民社会の法律が許可するときはいつでも､それぞれの中会､大会、総会は法人を造って維持しなければならない。統治機関の評議員会は法人の理事会（Board of Trustee）を設置しなければならない。さもなければ、統治機関は理事会設置に代わる方法を決めなければならない。

G-8.0300　3.　憲法に違反して利用される財産

G-8.0301
憲法に違反して利用される財産

アメリカ合衆国長老教会の個別的教会が所有していたり、保管したりしていた財産をこの憲法に一致したアメリカ合衆国長老教会の個別教会としての使用をやめたときはいつでも、その財産は中会の規定に従って、持ち続けるか、用いるか、応用するか、移すか、売却をしなければならない。

G-8.0400　4.　解消したり消滅したりした教会の財産

G-8.0401
解消もしくは消滅した教会の財産

個別的教会が中会によって正式に解消されるか、会員の離散により消滅した時はいつでも、その仕事を放棄するか、その他の理由があれば、持っている財産は中会の監督と限定と、指示による使用と目的と、保持のために使用するべきで、そうでなければ、中会の指導で、『アメリカ合衆国長老教会憲法』に従って､その財産を売却するか破棄することができる。

G-8.0500 **5. 教会財産の売却、負債、賃貸**

G-8.0501
教会財産の売却もしくは負債

個別的教会はそのどんな不動産をも売却したり、抵当に入れたり、さもなければ、負債にしてはならない。また、負債や条件のついた不動産を取得してはならない。

G-8.0502
教会財産の賃貸

個別的教会は礼拝の目的に用いた不動産を賃貸してはならない。あるいは、個別的教会の小会を通して渡された中会の文書による許可なしに、その他のどんな不動産も、5 年間以上賃貸してはならない。

G-8.0600 **6. 分裂した教会の財産**

G-8.0601
分裂した協会の財産

アメリカ合衆国長老教会と個別的教会との関係は中会の役割に関する憲法行為によって隔てられている。(G-11.0103i) もし個別的教会の会員のなかで分裂があり、中会がアメリカ合衆国長老教会のなかでの和解とか、教会分裂に効果を及ぼすことができないときは、中会は、一方の部分がアメリカ合衆国長老教会のなかで本当の教会であると確認する事によってそのほうに財産権があることを決定しなければならない。この決定は、分裂の際に、個別的教会の中でどちらの部分が多数決を取ったかによってなされてはならない。

G-8.0700 **7. 例外**

G-8.0701
例外

この章の規定はアメリカ合衆国長老教会の全ての個別的教会に適用しなければならない。ただし、教会の一部が合衆国長老教会(Presbyterian Church in the United States)とアメリカ合衆国合同長老教会(United Presbyterian Church in the United States of America)との合同以前のもので、この教会の憲法の規定にそぐわなかった教会にはこの章の規定は免除される。ただし、これらの会衆はアメリカ合衆国長老教会設立後の 8 年以内に召集された正規の会議でこのような規定から免除されることを決議し、その後当該教会が所属する中会にこの会衆はこのような投票権を持つ教会であると通知しなければならない。このように免除されるを投票した個別的教会は、アメリカ合衆国長老教会の設立直前の憲法規定の下で財産権を保持し、法人の特権と財産の所有権を行使しなければならない。

第９章

統治機関

G-9.0000

G-9.0001 **1. 概括**

G-9.0101
定義

アメリカ合衆国長老教会は長老(elders)と御言葉と聖礼典に仕える教職者からなる長老(presbyters)で構成される代議制の機関によって統治される。これらの統治機関は

小会 (session)
中会 (presbytery)
大会 (synod)
総会 (General Assembly)

からなる。

G-9.0102
国家の政治との違い

a. 教会の統治機関は国家のそれとは全く異なり、市民社会の司法権も刑罰[3]を科する権限もない。これらの機関はイエス・キリストに仕えるため教会の権限を持つのみで、真理と奉仕と秩序と訓練との関係においてキリストの御心を宣言し御心に服従する。

教会の管轄権

b. 統治機関は信仰の象徴を形づくり、教理では過ちを、生活では不道徳を明らかにする。そして、教理と訓練の疑問を解決する。良心のことについて助言をする。また、統治機関の前に持ち込まれた問題を『教会規定』(*the Book of Order*)の下で適切に決定する。統治機関は主の晩餐の奉仕を、『礼拝指針』の原則と一致するように正しく定める権限を持つ。(W-2.4012, W-3.6204) それらはまた、教会の礼拝、伝道、政治、訓練の計画と規則を作ること、そして、平和と、純粋と一致に必要な事柄を行い、キリストの意志の下で、教会を前進する権能を有する。これらの機関はその管轄権の下にある教会を指導し、勧告し、治める責任を有する。

G-9.0103
統治機関の一致

全ての教会統治機関は教会の性質上、一体であり、この憲法に規定されているように、互いに、責任と、権利と権能を共有する。統治機関は分かれていて独立している。しかしながら、それらの一つの行為は適切な統治機関を通して実行される全体教会の行為であるという相互関係である。それぞれの統治機関の管轄権は、憲法の規定で、権限は言うまでもなく、中会に保有されているという表現と、おのおのの課題の実行は次期のより上位の統治機関で見直されるという表現で制限されている。

G-9.0104
参与と代表の選出

a.　教会の統治機関は G-4.0403 に述べられている包括性と参与の約束を実行する責任がある。全ての統治機関はより開放的に、より包括的になって働くべきであり、G-4.0403 にあげられている分類に基づく識別形態を正すことを目指す方策を借用して、肯定的な行為を追求するべきである。

実行

b.　この約束を実行するに当たり、個別の役職に選ばれたり、仕事に任命されたりする人たちのミニストリーのための賜物と必要条件（G-6.0106）と、これらの役員を選ぶ人々の権利(G-6.0107)には考慮を払うべきである。

G-9.0105
代表に関する委員会

a.　小会より上位にあるそれぞれの統治機関は代表に関する委員会(committee on representation) を選挙しなければならない。委員会の構成は男女同数でなければならない。過半数の委員は統治機関のなかの人種民族グループ（長老派信者であるアフリカン、ヒスパニック、アジア系の子孫、およびネイティヴ・アメリカン）から選ばなければならない。全体の委員は以下の分類によって構成される。

（1）過半数の男性
（2）過半数の女性
（3）人種民族グループの男性
（4）人種民族グループの女性
（5）青年の男性と女性
（6）身体障害者

構成員が係わる勧告

b.　その主な機能は、それらのメンバーと、諸委員会 (committees)、理事会(Boards)、局(Agencies) その他の構成単位の観点から、参与と総括性の原則を実行するに当たり教会の意志決定が公正に効果的に代表されていることを保証するために、統治機関に勧告をすることである。

擁護者と資源

c.　代表に関する委員会は人種民族グループ、女性、年齢の異なるグループ、障害者等の代表者の擁護者として、また同時にそれぞれの分野における個別の統治機関に対する継続的な情報源として奉仕しなければならない。代表に関する委員会はこれらのことについて自身の統治機関が行ったことを再調査し、毎年その統治機関とより上位の統治機関に、もし必要であれば正すべき事の勧告をつけて、報告しなければならない。代表に関する委員会はその統治機関の指名委員会(nominating committee)と協議するべきである。

人種民族の構成員との協議

d.　人種民族のメンバーを委員会、理事会, 局その他の構成単位に指名したり任命したりする前に、代表に関する委員会は人種民族のメンバーから指名された人、（または複)を通して適当な人種民族メンバーと協議

しなければならない。人種民族メンバーが低い立場にあるところでは、それぞれの統治機関の代表に関する委員会は人種民族メンバー、小会、指名委員会、全国人種民族のメンバーから指定された人たちと協議をして、そのような機関の有能な人種民族メンバーを見つけ、実行可能な代表者に決める。局以上の機関に女性を指名もしくは任命するに先立って、代表に関する委員会は女性の集団母体から指定された人（または複）を通してその団体と協議をしなければならない。

人事雇用

e.　代表に関する委員会は、参与と代表者の原則(G-4.0403)に一致して、教会ワイドの雇用機会均等計画(G-13.0201b)に従い、統治機関に人事雇用について助言しなければならない。

f.　代表に関する委員会は、どの統治機関においても、他の委員会と合併したり、他の委員会の下部組織に指名されたりしてはならない。

G-9.0106
例外

a.　人種民族グループから選ばれる過半数を必要とする G-9.0105a の規定は、必要な人たちの参加もしくは代表になる事が保証されないときにのみ、統治機関もしくは選挙機関によって例外とされる。またこの事実は統治機関、選挙機関、もしくは指名機関の正式記録の一部に含めなければならない。小会より上位の統治機関が選挙する代表に関する委員会の必要事項は例外扱いにされない。

b.　G-9.0106a による例外は会議で統治機関による決定がなされてから一年間までは適応される。このような除外の承認は常任書記から、その次の上位統治機関へ、その常任書記と代表に関する委員会を通して速やかに報告されなければならない。この上位の代表に関する委員会は例外期間中、下部の統治機関とその代表に関する委員会を注意しなければならない。

G-9.0200　２．役員（Officers）

G-9.0201
役員

それぞれの統治機関の役員は議長と書記である。統治機関は必要に応じて他の役員を追加することができる。

G-9.0202
議長と会議

a.　議長は議事規則を保存し、統治機関の事務を効果的に処理するための権限を持っている。彼もしくは彼女は統治機関自身の決定に従って統治機関を開会したり閉会したりすることができる。議長は緊急に際して、文書により、前回に定めたことと異なる時と場所で統治機関を開会することができる。

会衆と統治
機関の議長

b.　個別的教会の牧師はその教会の小会議長になる。共同牧師がいる会衆では、出席しているときは、彼等は代わりに小会の議長を務めることが

できる。中会議長は一年を超えない範囲内で中会が定めた期間で選挙される。大会議長は一年以上二年を超えない範囲内で大会が定めた期間で選挙される。総会議長はそれぞれの定期会議で選挙される。当選すると中会、大会、総会議長は選挙されて主宰する期間中、統治機関の一員か委託委員(commissioner)を続けなければならない。

G-9.0203
書記と会議

a.　書記は統治機関の処理業務を記録し、その名簿と出席者表を保管し、記録を注意深く保存しなければならない。また教会内の他の統治機関から要請があった場合にはそれらの抜粋を用意しなければならない。書記が立証したこのような抜粋は教会統治機関の証拠になる。

会衆と統治機関の書記と常任書記

b.　小会書記は、小会で選挙された長老が当たり、その任期は小会が定める。中会、大会、総会の書記は常任書記(stated　clerk)と呼ばれ、統治機関で選挙され、一定の任期を務める。また統治機関のメンバーでなければならない。

G-9.0300

3.　会議

G-9.0301
会議の開会

a.　小会より上位の統治機関の議長は彼もしくは彼女の任期中のすべての定期会議を開き、新しい議長が統治機関によって選挙されるまではその議長を務めなければならない。小会より上位の統治機関は議長が欠席するときに議長をするものを規則に従って準備しなければならない。

祈りを伴う開会と閉会

b.　統治機関のすべての会議は祈り[b]を持って開会と閉会をしなければならない。中会と大会で年間に一度以上会議を開くときはそれぞれの年における定期会議を定め、そこでは御言葉の説教と主の晩餐を共有しなければならない。一年に一度か二年に一開かれる大会の定期会議と総会の定期会議では御言葉の説教と主の晩餐を祝う時を持たなければならない。

G-9.0302
議事運営手続き

統治機関、コミッション(commission)、委員会(committee)の会議は、この憲法が別の方法を定めている場合の外は、『ロバート議事法』(*Robert's Rules of Orders*)の最新版に一致して議事を行うべきである。

G-9.0303
異議

異議は統治機関の決議もしくは決定に同意しない事を公に表明する行為である。異議は、異議がだされた決議もしくは動議がなされる統治機関の個別の会期中になされるべきである。異議を申し立てたものの氏名(複)は記録しなければならない。

G-9.0304
抗議

抗議は統治機関が不法であるか怠慢であるとの理由と不同意を表明した、一人もしくはそれ以上のメンバーによる文書による意思表示である。

通知　a.　文書による抗議の通知は、それが起きた統治機関の会期中に出されるべきである。抗議は書記もしくは常任書記が閉会前に整理保存しなければならない。

議事録　b.　抗議が礼儀正しく敬意を表す言葉で表記してあるならば、その人の良心の権利を認めて統治機関は議事録に入れるべきである。その記入は不従順を正当化するものではない。

応答　c.　抗議を受けた統治機関は議事録に記入する回答を用意するのも良い。これで抗議は終結する。

G-9.0305
異議または抗議ができる人
投票ができない議長以外で、決定に反対投票をしたものだけが異議もしくは抗議が許される。

G-9.0306
法的決定
事件が常設法務コミッションで決定されたときは、決定が報告された統治機関の者はだれでも異議もしくは抗議に入れることが出来る。

G-9.0607
結果
異議もしくは抗議は法的手続きを始めることも阻止することもしない。

G-9.0308
費用
長老と御言葉と聖礼典に仕える教職者が統治機関に出席するための費用は通常彼等を選挙した統治機関が支払うか、その統治機関の範囲内で負わなければならない費用の範囲内で彼等が出席している統治機関が支払う。総会会議に出席するために中会で選挙された委託委員の費用は総会が支払う。このような費用の支払いにはそれぞれの統治機関の個人別基金を用いるのがよい。

G-9.0400　4.　管理の原則

G-9.0401
管理の定義
管理は統治機関が決定を実行する過程である。それは人々と共に、あるいは人々を通して目的を完成する作業を伴い、指導、計画造り、連絡、組織造り、予算編成、監督すること、そして評価することを発展させることを含む。

G-9.0402
管理組織
a.　伝道は構造と管理の形態を決定する。すべての構造は教会が現代世界においてキリストの主権を効果的に証しする事を可能にしなければならない。

会衆に最も近い統治機関
b.　伝道の管理は会衆に最も近いところにある管轄権レベルで最も効果的に効率的に完成することができる統治機関によって成し遂げられる

べきである。

変わること

c.　すべての構造は変わることへの可能性とエキュメニカル協力への新しい形態へ開かれていなければならない。

G-9.0403
統治機関への説明責任

統治機関はその課題の個別の側面を評議員会、理事会、局、コミッション、諸委員会に委任することが出来るが、それはいつでも統治機関に対する説明責任が伴っていることに基づく。

G-9.0404
長老主義政治形態の性質

長老主義政治形態の相互依存の性質に意味を与えるためには

a.　それぞれの統治機関はその代表者を通して次期上位機関の計画と管理に寄与する。

b.　それぞれの統治機関は、伝道の優先事項、プログラム、予算作成、管理職の設定、公平な報酬、人事方針、公正な雇用の実践について、上位もしくは下位の統治機関とそれらの適切な代表者を通して協議をする。

c.　それぞれの統治機関は G-9.0104 にみられる包括性と肯定的決定の原則に一致して職員を募集し、訓練し、採用しなければならない。

d.　小会より上位にあるそれぞれの統治機関は管理人事を含めた運営費の予算を毎年用意しなければならない。そしてその資金は当該機関内の個別的教会から人数割りで割り当てて集める。中会はまた独自の人数割りの資金を増やす責任があり、それぞれの大会や総会に人数割りの資金を増やしたり、時を得て送金したりしなければならない。中会はその区域の教会の小会に人数割りの割り当てを指導する。

G-9.0405
運営のマニュアル

小会より上位にある統治機関は上位と下位の統治機関と相談して管理運営のマニュアルを充実するべきである。

G-9.0406
記録の所有者

小会、中会、大会そして総会の議事録とその他のすべての公式教会記録は当該統治機関、あるいはそれらの法的な継承者の永久的な財産である。会衆、大会あるいは中会が解散されるときは、それらの記録は解散する前まで所属していた次の上位統治機関が代わって保管する。現存している小会と解散した小会のすべての議事録とその他の公式記録、そして現存、もしくは解散した中会と大会の議事録とその他の公式記録で、もはやあまり参照する必要のないものは、歴史部か、アメリカ合衆国長老教会の神学校で温度と湿度が制御されているところに保存と保守点検のために預けておく。個々の統治機関の書記はその統治機関に統治機関の記録の永久安全管理をするように勧告する責任がある。すべての統治機関は公式記録をマイクロフィルムに収めるよう強く勧める。

G-9.0407
一般管理の再調査

a.　個別的教会の会衆とその教会の委員会、団体、組織はそのすべての議事、活動を毎年小会に報告しなければならない。小会はそれらを再調査し、要約し、要約を議事録に編入しなければならない。

年次報告

b.　中会と大会の議長、常任書記、評議員会、コミッション、委員会、理事会、局、および諸組織は、毎年それらの議事と活動を、それぞれを監督する統治機関に報告しなければならない。その統治機関はそれらを再調査しなければならない。

記録の再調査

c.　総会の議長、常任書記、評議員会、コミッション、委員会、理事会、局、および諸組織は、少なくとも二年ごとに、すべての議事と活動を総会に報告しなければならない。総会はそれらを再調査しなければならない。

d.　小会より上位にあるどの統治機関も、その次の下にある統治機関の議事報告を再調査しなければならない。

(1) 中会は毎年小会の記録を再調査しなければならない。小会がこの目的のための記録を提出するに至らなかったならば、中会は決められた時までに作るように命令しなければならない。

(2) 大会は中会の記録を毎年再調査しなければならない。もし中会がこの目的のための報告を提出するに至らなかったならば、大会は決められた時までに作るように命令しなければならない。

(3) 総会は少なくとも二年毎に大会の記録を再調査しなければならない。もし大会がこの目的のための報告を提出するに至らなかったならば、総会は決められた時までに作るように命令しなければならない。

G-9.0408
特別な管理上の再調査

もし上位にある統治機関が下位にある統治機関による不規則や、あるいは過失があったことを知ったときはいつでも、その統治機関に記録を作ることを要請し、適切な処置をすることができる。(G-12.0102n, G-12.0304, G-13.0103k, n)

G-9.0409
再調査の方法

a.　下位にある統治機関の議事を再調査するに当たり、上位の統治機関はそれらの議事の記録によるにしろ、注意が必要であるとの情報からにしろ、以下のことを決めなければならない。

(1) 議事が正しく記録されていたかどうか、

(2) 議事は正常であり『憲法』と一致していたかどうか、
(3) 議事は慎重であり公正であったかどうか、
(4) 議事は教会全体の伝道に忠実であったかどうか、
(5) 上位統治機関の法的な指令に従っていたかどうか。

投票できない人

b. 下位の統治機関の議事を上位の統治機関が再調査するにあたり、下位の統治機関のメンバーでもある上位機関のメンバーはその討議に加わることは出来るが投票することはできない。

G-9.0410
上位統治機関の実行

上位の統治機関は通常、承認、非承認、あるいは訂正を、それ自身の議事と、見直しの議事に記録するだけで十分である。もし必要であるならば、上位の統治機関は下位の統治機関に考え直して、不規則を正すか過失を直すように指導することができる。

G-9.0411
司法手続きによる再調査と訂正

管理上の再調査に加えて、より下位の統治機関と総会の評議員会および局の再調査と訂正は、一人あるいは複数の人、あるいは統治機関の、D-6.0000の規定に一致した申立書の提出による法的手続きによって得ることができる。

G-9.0500

5. 委員会とコミッション

G-9.0501
委員会

a. 委員会は適切な実行を研究してそれを推薦するか、あるいは統治機関がすでに作成した方針とか決定を実行するために設立される。委員会はそれを設立した統治機関にもれなく報告しなければならない。また、統治機関はその勧告を実行する必要がある。

メンバーシップ

b. 小会より上位にある委員会は信徒と御言葉と聖礼典に仕える教職者で構成されるが、少なくともその半数は信徒でなければならない。

G-9.0502
コミッション

コミッションは統治機関から問い合わせを受けた事柄を考え、結論を出す権限が与えられている。設立母体はコミッションに与えられる権限の範囲について明確に述べなければならない。コミッションはその完全な議事記録を保持し、統治機関に提出しなければならない。これは統治機関の議事録に加えられ、統治機関それ自身の決定と見なされる。

G-9.0503
管理と法的機能

a. 小会、中会、大会、総会で設立されたコミッションは、管理上のもしくは法的コミッションであるが、小会の場合は管理上のコミッションのみが設立できる。通常管理上のコミッションに委託されている機能は、

(1) 御言葉と聖礼典に仕える教職者を任職する事柄と、彼等を常勤牧師に就任する事柄。

(2) 教会を設立すること。新しい会衆(G-11.0103h)を設立するために中会がこのようなコミッションを任命する時は、中会はこのコミッションに新しい会衆の利益とミニストリーのために、小会(G-10.0102)の一部、もしくはすべての権限と責任を取ることを認める。中会はコミッションに新しい会衆の委員会の権限と責任を認めることができる。

(a) 改革派の伝統を持った移民仲間に関して、もし、中会が (1) その構成員との伝道方策が移民仲間を必要とすること、 (2) 移民仲間の選ばれた信徒指導権が長老や小会と同等であると決定するならば、中会もしくは管理上のコミッションはその地位は同等であると認め、それらの指導者を長老と認める手続きを進めることができる。この決定をするに当たり、中会は中会で改善された文書による基準に従わなければならないが、これらの基準は G-6.0100 と G-6.0300 にみられる任職者の職務性質の記述に基づいていなければならない。

(b) 移民仲間に関して、中会がその構成員との伝道方策が移民仲間を必要とすることを決定するのであれば、中会はその仲間の指名された指導者の意見や投票を年度基準の中会会議において歓迎することが出来る。

(3) 教会の合併、

(4) 混乱し影響を受けている[d]と報告されている個別的教会、統治機関、あるいはその他の教会の組織を訪問し、そこの困難を取り調べ、解決する。ただし、コミッションが、指名母体から特定の権限が委託されていないかぎり、牧師関係の問題を解決する権限はない。

(5) 中会の配慮の下にある候補者を受け入れる。(G-14.0301)

(6) 小会が指名した管理上のコミッションの場合は長老と執事の職と就任のためと、個別的教会の中の組織を訪ね、教会内にある相違を解決する。

(7) 「他人の性的虐待」の懲罰罪で告発された人の死により司法手続きが終わった出来事や、もしくは法的権威の拒否という結果になる法的手続きの事件を牧会的な取り調べをすること。(D-10.0401 b) その取り調べは、

(a) 教会の法的手続きの一部にしないこと、

(b) 証言を受け、証拠を考える権限が与えられること、そして、

(c) その告発に関係する真実の確定に到達し、指名した統治機関に適切な決定のための忠告を含めた完全な報告を作成すること。

法的コミッション

b. 法的コミッションの機能は『訓練規定』に従って統治機関が処理る事案を考え決定することである。(D-5.0000 の常設法務コミッションを見よ)

付加的義務

c. コミッションは委員会としての付加的な義務を割り当てられ、その報告は委員会報告として取り扱われる。

G-9.0504
メンバーシップ

a. 小会の管理上のコミッションは少なくとも 2 名の長老と小会議長、もしくはその小会の管轄下にある個別的教会の中で常勤として就任している御言葉と聖礼典に仕えるその他の教職者からなる。

同数の教職者と長老

b. 中会、大会、総会の管理上と法的コミッションは可能な限り同数の御言葉と聖礼典に仕える教職者と長老とで構成される。コミッションの人数が奇数であるときは追加されるメンバーは長老か御言葉と聖礼典に仕える教職者のどちらかでなければならない。最少人数と分布は以下のようでなければならない。

総会

(1) 総会では、15 名より少なくならない人数で、それぞれの構成大会からの少なくとも 1 名を含む。

大会

(2) 大会では、11 名を下回らない人数で、実効性があるならば、どの構成中会のなかから 1 名を超えない人を含む。

中会

(3) 中会では、7 名を下回らない人数で、構成教会のいずれか一つの教会からの 1 名を超えない長老を含む。G-9.0503a(1)に明記してある機能を実行するに当た り、中会はどれか一つの教会からの 1 名以上にならない長老を含めてそのメンバーを 5 名に減らしても良い。

定足数

c. 管理上のコミッションの定足数は、指名する統治機関がより多い定足数を定めていない限り、メンバーの過半数とする。法的コミッションの定足数はメンバーの過半数とする。(D-5.0204)

G-9.0505
決定

a. 管理上のコミッションの決定は、コミッションが決定を完成するときと、それによって影響を受ける部分に対する決定が適切な場所で公告するときから、コミッションを指名した統治機関の決定とする。そのような決定は文書により統治機関の常任書記に送付し、常任書記は次期の会議において.統治機関に報告しなければならない。統治機関は統治機関の実行を修正できると同じ方法で管理上のコミッションの決議を破棄するか、修正することができる。

聴取と公正な手続き

b. (1) 管理上のコミッションが教会や、統治機関や、あるいは教会内の団体での論争を決着させるために任命されたときは、最終的な決定をする前に、その決定で影響を受ける人達全員に公正に知らせることと、問題の事柄について聴聞をする機会を作るべきである。

（G-9.0503a(4), a(6), G-9.0505b-d を見よ）公正な知らせはコミッションが証明したもので、問題になっている事柄について短く、平易な説明と、問題になっている事柄を聴聞する場所と時間を示す必要がある。聴聞は、少なくとも、関心を持っている人たち全員が問題になっている事柄の立場を、口頭で述べる機会を与えるようにしなければならない。

（2）管理上のコミッションが牧師との関係を解消する権限が与えられていて、管理上のコミッションがその権限を実行することを選択するときはいつでも、会衆会議を開き、そこで、コミッションは、もし彼等が語ることを選ぶのなら、牧師の立場と、会衆の立場を聴かなければならない。牧師には会議において会員が表明する懸念を聴く事と、会議のなかで応えるための十分な時間が与えられることの権利が与えられなければならない。（G-14.0601, G-14.0602, G-14.0603, G-11.0103o を見よ）

付加的な手続き過程

c. 関心のある人の動議、もしくはコミッション自身の動議によって、コミッションは、自らの明白な思慮判別で、この特定の手続きに、法的手続きの処理方法に与えられるような、付加的な手続き過程を与えることが出来る。

d. 個人に係わる証拠不十分な申し立てとか主張が反則的な申し立てである場合はどんな事例でも、懲戒事例のための『訓練規定』の手続きに従わなければならない。

G-9.0600

6. 調停規定

G-9.0601
調停、あるいはなだめ

統治機関は法的手続きに入る以前とかその最中に用いることが出来る救済的な事柄の調停方式(a system of mediation or conciliation)を確立することができる。このような方式では、『訓練規定』の規定を遵守しなければならない。

G-9.0602
関与

この調停もしくはなだめに関与するには関係者である必要はない。

［史的注 : G-9.0600-0.601 の最初の文は第 203 回総会（1991）の決議で削除された。G-9.0602 の最初の文は第 201 回総会（1989）の動議で削除された。］

G-9.0700

7. 管理職員 (Administrative Staff)

G-9.0701
執行者

a. 中会と大会の執行者(Executives)はこれらの統治機関の管理者(Administrator)でなければならない。彼等は決定、政策、計画、財源の事柄の実行について、彼等の評議員会を通して、統治機関に説明する責任を負う。彼等はまた、統治機関の局(agencies)と委員会に職員の職務を提供しなければならない。務めを行う傍ら、付加的な責任として、年間仕事の見直しの方法と雇用の再選、終了事項を G-9.405 が必要としているマニュアルに明瞭に発表しなければならない。

執行者の選挙

b. おのおのの中会は大会評議員会と、あるいは大会に評議員会がない場合は、大会で指名されたその他の組織と協議して、執行長老(executive presbyter)を選ぶことができる。また、計画と財源が必要な場合は外の中会と一緒に協議して決めることができる。おのおのの大会は総会評議員会と相談して執行者を選ぶことができる。

G-9.0702
その他の管理職員

中会におけるその他の管理職の地位は大会評議員会と、評議員会がないときは大会が指名したその他の機関と相談して、中会が認可することができる。大会におけるその他の管理職の地位は総会評議員会と相談して大会が許可することができる。

G-9.0703
総会の局職員

総会の局は総会評議員会の同意を得て、執行者あるいは執行者(複)を選ぶことが出来るが、総会の確認が必要である。その他の総会局の管理職は総会評議員会の同意を得て、それらの局が選ぶことができる。

G-9.0704
参与と代表

小会より上位にある統治機関のすべての執行者と管理職の地位は G-9.0104 に見られる参与と代表の原理と一致して満たすべきである。また、G-9.0405 が求めているマニュアルに明記してあるこれらの地位に関する代表者研究委員会の要求にもそっているべきである。

G-9.0705
大会と中会職員の終了

中会および大会の執行者と管理職員とそれぞれの統治機関との（雇用）関係の解消は以下の方法による。（1）職員からの申し出による：（2）評議員会もしくは職員選出統治機関の特別委員会かコミッションの勧告による提案を、職員選出統治機関の多数決で決定することができる。評議員会、委員会、あるいはコミッションが関係終了の勧告を準備することを決定したときは、当該人に終了を提案する理由を述べ、その職員に辞任する機会を与えるか、勧告が採択され、評議員会、委員会、あるいはコミッションに統治機関が実行すると報告する前に聴聞を求める機会を与えることを文書により知らせるべきである。聴聞は職員が個人的に弁護士と共に (D-7.0301, D-11.0301) 委員会あるいはコミッションの決定に応えるために出頭し、関係を終えるべきでない理由とその証拠を提示する。聴聞は訴訟手続きのよう

な安全手段を与え、『訓練規定』第 14 章(D-14.0000)の証拠規定に従う。聴聞の記録を取り、統治機関の最終決定に続く告訴事件として D-6.304 の下で、記録の一部にして整理しなければならない。

G-9.0706
臨時管理職員

中会、大会あるいは総会の執行者か管理職が空席の時、あるいは、在職者がその責任を果たせないとき、中会、大会、総会の機関は臨時の執行者か臨時の管理職員を保証することができる。臨時管理職の身分には代行もしくは臨時の中会、大会、総会機関の執行者、もしくは管理職員を含む。臨時の身分で務めている人を次期の常勤者基準で同じ身分をつかって常勤で雇うことはできない。ただし、中会、大会あるいは総会が三分の二の評決により臨時職員の最初の求人作業を G-9.0704 の規定に完全に従っているときはその限りでない。

G-9.0707
名誉職

中会もしくは大会の執行者あるいは準執行者(associate executive)が引退し、統治機関が愛と感謝に動かされて、名誉的な関係でつながりを続けたいと思うとき、統治機関の通常の会議において、彼もしくは彼女を名誉執行人に選ぶことができる。名誉執行人には謝礼を支給してもしなくても良いが、権限と義務はない。この決定は執行人の関係が正式に解かれた後、もしくはその後ならいつでも有効になる。

G-9.0800

8. 指名委員会

G-9.0801
指名委員会

a. それぞれの中会と大会は指名委員会を、その中会か複数の中会のなかのメンバー教会の代表から広く選挙しなければならないが、そのメンバー資格の三分の一は御言葉と聖礼典に仕える教職者で、女性信徒は三分の一、男性信徒は三分の一からなる。指名委員会は三つの部類から構成され、それぞれの部類は 3 年間の任期であるが、最初の部類は 1 年任期と 2 年任期であることが必要で、通常は輪番制を取る。

責任

b. 指名委員会は中会か大会で選挙をする必要のある継続委員会（指名委員会を除く）、評議員会、理事会、その他の団体の、あらゆる空席を満たすためにある人を指名する。指名に当たって、御言葉と聖礼典に仕える教職者、女性信徒、男性信徒が同数になるように(つまりそれぞれが 1/3)、配慮しなければならない。ただし、中会の機能が委託されているミニストリー委員会に女性長老と男性長老が指名されるときはその限りではない。(G-11.0501, G-12.0102d, G-13.0111, G-13.0202)

c. 指名委員会は、少なくとも年に一度はそれ自身の統治機関の代表に関する委員会と協議しなければならない。統治機関の代表に関する委員会が G-9.0106 の規定の下における例外を承諾したならば、その次の上位統治機関の代表に関する委員会を招いてその協議に加わらなければならない。

適切な規定

d.　個別の責任に指名するに当たり、指名委員会は G-6.0106, G-9.0104, G-11.0103d, G-11.0302, G-12.0102d, G-13.0108, G-13.0202 の適切な規定を遵守しなければならない。

G-9.0900

9.　組織の要約

G-9.0901
評議員会、コミッション、委員会

この憲法の範囲内では、小会より上位にある統治機関はその個別課題の見解は評議員会、コミッション、委員会に委ねると考えてきた。このような機関についてなされた照会は伝道のための組織造りや、役職の制定、教会計画の管理を明確にするためのものである。これらの照会は可能なかぎり公式な表題をつけないので、統治機関は自ら組織造りをしたり、それに名称を与えたりする自由を持つことができる。幾つかの例―代表に関する委員会、総会評議員会、中会ミニストリー委員会など―では定まった名称が与えられているが、これは複数の統治機関が合同作業を行いやすくする手続きを統一するためになされている。機能や正式名称で指示してあるような機関の照会は統治機関がこれらの機関によって制限されること意図しているのではなく、全体教会の相互活動がはかどる事を説明しているのである。

G-9.0902
組織のリスト

憲法の範囲内で特定されている組織は

中会

a.　中会では

A　council for the coordination of mission and program
(G-11.0103v) 伝道と計画共同作業評議会

Committee on Representation　(G-90105, G-11.0302)
代表に関する委員会

Committee on Ministry (G-11.0500, G-14.0502)
ミニストリー委員会

Committee on Preparation for Ministry (G-14.0300)
ミニストリー準備委員会

Nominating Committee (G-9.0800, G-11.0103w)
指名委員会

Permanent Judicial Commission (D-5.0000)
常設法務コミッション

大会

b.　大会では

A council for the coordination of mission and program
(G-12.0102r)
(大会自身がこのコミッションの機能を持つことを決めた場合はこの必要性が免除される)

Committee on Representation　(G-90105, G-11.0301)
代表に関する委員会

Nominating Committee (G-9.0800, G-12.0102s)
指名委員会

Permanent Judicial Commission (D-5.000)
常設法務コミッション

総会

c.　総会では

General Assembly Council (G-13.0200)
総会評議員会

Committee on Representation　(G-90105, G-13.0108)
代表に関する委員会

Nominating Committee (G-13.0111)
指名委員会

Advisory Committee on the Constitution (G-13.0112)
憲法諮問委員会

Board responsible for pensions (G-14.0506, G-16.0201t, G-17.0201j)
年金問題理事会

Permanent Judicial Commission (D-5.000)
常設法務コミッション